

江府町告示第43号

令和6年5月30日

江府町長 白石 祐治

第4回江府町議会6月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和6年6月11日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

な し

第4回 江 府 町 議 会 6 月 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和6年6月11日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第52号 江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第54号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第55号 出かける役場マルチタスク車両納入業務契約の締結について
- 日程第11 議案第56号 江府町人権文化センター建設工事請負契約の変更契約締結について
- 日程第12 議案第57号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第58号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第14 陳情の委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番 加 藤 周 二	2 番 芦 立 喜 男	3 番 森 田 哲 也
4 番 川 端 登志一	5 番 阿 部 朝 親	6 番 三 輪 英 男

7 番 長 岡 邦 一

8 番 川 端 雄 勇

9 番 三 好 晋 也

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤 原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	佐々木 康 二

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は 9 名です。

地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達していますので、令和 6 年第 4 回江府町議会 6 月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、議長において、3 番、森田哲也議員、4 番、川端登志一議員の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月17日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。3月議会以降の議会活動については、タブレットに配信いたしました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書及び定期監査報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 行政報告をさせていただきます。お手元の資料によりまして報告いたします。1ページ目でございます。上から2段目、保育園らしくない保育園の事業の状況でございます。これに関しまして、施設の設計に向けた公募型プロポーザルを行いました。その結果、1企業体に設計業務をお任せすることが決定いたしました。ここ書いていませんけれども、羽子田DOG グラムデザイン特定設計業務共同企業体、こちらのほうに設計業務をお願いすることになりました。今後、住民の皆さんなどいろいろな関係者と一緒に話し合いをしながら設計を進めていくことになります。その2段下でございますが、選挙管理委員会を書いてございますが、これに直接絡まないんですけども、先日、日本海新聞のほうに投票のオンライン立ち合いのことが出ていて江府町におきましても町長選挙と町議の再選挙で実施することが決められたというふうに書いてございましたけども、6月21日の選挙管理委員会で最終的には決定されるということでございます。そういった方向で動いていくということでございます。

ちょっと飛ばしまして、3ページ目をお願いいたします。上から2段目でございます。組織風土改善プランプロジェクト（2年め）の開始というのを書いてございます。ここにエンゲージメントの可視化、改善を通して職員一人一人が当事者意識を持ち、変化に対して挑戦できる組織づくりに取り組むというふうに書いてございます。エンゲージメントについてでございますけども、

エンゲージメントが高いということは職場環境や労働条件に満足している上、仕事に意欲や情熱を持っている状態がエンゲージメントが高いということだそうございまして、これを高めることによって仕事に意欲や情熱を持って取り組めるということで、ひいては住民の皆さんに対するサービスが向上するといったようなものでございまして、これ実は2023年から取り組んでいるものでございまして、今年度で2年目ということでございます。ちなみに毎回半年に1回ずつくらい職員に調査を行っていきまして結果を申し上げておきますと、2023年の5月、去年の5月に初めてやったときには偏差値、民間企業も入れたところの偏差値なんですけれども46.4。偏差値50が平均ですので、民間企業を入れての話ですけれども46.4。2023年の11月の時点では、48.6にちょっと上がっておりまして、直近なんですけど今年の5月にやった結果は50.1と、とうとう50を超えたということございまして、自治体で行政を超えるのはなかなか珍しいということで、更にこれを向上させていって住民の皆さんの行政サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。その下でございます、土中環境改善ワークショップ～木谷沢溪流～というふうに書いてございますけれども、高田宏臣さんという高田造園設計事務所の代表でNPO 法人の地球守の顧問という方がおられるんですけれども、その下に書いてございますが有機土木という通常のコンクリートをべたっと張ってっていうような考えではなくて、今の自然を生かしたような考え方でやっていくという土木だそうございまして、木谷沢溪流において実際に土の中の環境改善の作業も実演をされて講演などもされたところでございます。実際に行ってみていただくと分かりますけれども現地は本当に見違えるようになっておりますので、是非一度足をお運びいただければというふうに思います。

めくっていただきまして、4ページ目でございます。奥大山自然塾の学びの状況というふうに書いてございます。そこに書いていますとおりなんですけれども、特徴的なものは5月の20日に大阪市の白鷺中学校というところが来ているんですけれども、これは元々日南町さんの取り組みで誘致をされた中学校が江府町にも来て奥大山自然塾を学ぶといったようなことの日野郡連携の一つのモデルになったかなというふうに思っておりますし、神戸市立山手女子中学校もそうなんですけれども教育旅行として県外からもこうやって子どもたちが来てくれるといったようなものに今なりつつあるというところでございます。6月30日にはエバーランド奥大山で1周年記念のイベントを行う予定にしておりますので議員の皆様にもぜひおいでいただけたらと思います。ただ、本当にたくさんのお客さんが来られて職員のほうも本当に土日なしで頑張っているところなんですけど、今の働き方改革でこういうことがずっと続いてはいけないのでこちらのほうも対応を考えております。これは4月1日以降の対応なんですけれども、定休日を設けるということ、

今、定休日なしでやっておりますので定休日を設けると、毎週水曜日、第2第4の土日、祝日、あとお盆も8月13日から19日とちょっと一定の期間があるんですけども、休みを設けさせていただくということと、今までは一人でも受けていたんですけども、個人の場合は3人以上、2週間前には申し込んでいただきたいということと、ただ団体の場合20人以上の場合は2か月前にお申込みいただければ、これは柔軟にお受けしようというような形でこれから対応して出来れば持続的に続けられるような体制を取っていただきたいなというふうに考えております。その下でございます、出かける役場推進室でございます。4月に推進室を設置いたしまして、とりあえずのニーズ調査、町内の状況を把握するためにいろいろな調査を行いました。その結果、これも日本海新聞のほうにちょっと出ていたんですけども、結構、住民の皆様は今のサービス、行政も民間も含めてのサービスに満足いただいているというような結果が出たんですけども、私どもとしてはそれで満足せずに将来今よりも人口減少は避けて通れないところでありますし、あるいは民間サービスの撤退なども当然そうされていきますので、その辺りを踏まえて逆に利用者の方に問題提起をして必要なサービスを事前に構築するような対応を心掛けていきたいなということとでこれから始めていきたいというふうに思っております。

めくっていただきまして、5ページでございます。これはいつも報告しておりますが、ふるさと納税の話でございます。まだ、4月5月2か月でございますけれども、去年が書いておりませんが、去年の合計が4,617件で金額が6,449万3,000円でございます件数的には13%減ったんですけども、金額は6.4%増えているといったような状況でございます。まあまあ順調に推移はしています。一つだけ申し上げておきますと、クラウドファンディングを保育園らしくない保育園で設計業務などに充てるようにしたところ、2,000万円の目標に対して現時点で今1,588万4,000円、今日時点で入っております、まだあと200日程期限がございますので目標は達成するだろうなというところでございます。

ずっとめくっていただきまして、9ページでございます。中程よりちょっと下から始まっています6月2日、6月8日、6月9日と山陰少年ソフトテニス選手権大会というのを開催いたしまして、残念ながら6月9日は悪天候のため中止になったんですけども、6月2日の小学生の部で女子の部なんですけども、江府と米子の就将のペアが優勝したというようなことでございます。以上長くなりましたけども行政報告の主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（三好 晋也君） 日程第４、報告第２号、令和５年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてから、日程第６、報告第４号、令和５年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についての以上の３件を一括議題とします。

町長から、報告をお願いします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第２号でございます。令和５年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本報告は、令和５年度において実施予定でありました情報通信設備管理運営事業費、他１億１，１３０万６，３０２円を令和６年度に繰り越し実施するもので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第３号でございます。令和５年度鳥取県日野郡江府町老人保健施設特別会計予算繰越計算書についてでございます。本案は、令和５年度において実施予定でありました江府町介護老人保健施設あやめスプリンクラーポンプ制御盤取替工事７０万８，４００円を令和６年度に繰り越し実施するもので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第４号でございます。令和５年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。本報告は、令和５年度において実施予定でありました大河原配水管敷設工事に伴う舗装復旧工事２，５００万円を令和６年度に繰り越し実施するもので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、報告３件の内容の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聴き取りください。
以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。着座にて説明させていただきます。報告第２号、令和５年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてについてご説明をいたします。議案綴りの２ページ目をお願いいたします。一番上の総務管理費、情報通信設備管理運営事業費から社会教育費、埋蔵文化財発掘事業まで、ここに掲げております１７事業を合わせまして総事業費１億４，３２６万２，０００円のうち１億１，１３０万６，３０２円を令和６年度に繰り越しして実施するものでございます。説明は以上となります。

○議長（三好 晋也君） 日程第４、報告第２号から日程第６、報告第４号の以上３件は、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告のみであります、この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

以上、3件の報告は終了いたします。

日程第7 議案第52号 から 日程第8 議案第53号

○議長（三好 晋也君） 日程第7、議案第52号、江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第53号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての以上2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第52号でございます。江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。本案は、建設中の江府町人権文化センターの設置及び管理に関し、所要の規定を整備するため、新たに条例を制定するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第53号でございます。江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担についての条項を追加するため所要の改正をいたすものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。以上、議案第52号、53号の2議案の詳細につきましては担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 谷田課長。

○教育課長（谷田 孝之君） 失礼します。議案第52号、江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてお願いいたします。議案綴りをご覧ください。江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例ですが、目的は、第1条に上げておりますけれども、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、江府町人権文化センターの設置及び管理に関する必要な事項を定めるものとしております。設置も目的ですけれども江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の理念のもと、部落差別をはじめとする差別のない社会をめざすとともに人権尊重のまちづくりの実現に資するため、人権文化センターを設置するとしております。人権文化センターの名称及び位置は、次のとおりということで第3条で上げておりますけ

れども、江府町大字江尾 9 4 番地の 1 5 に設置をいたします。第 4 条では、人権文化センターの事業を挙げております。使用許可につきましては、あらかじめ町長の許可を得なければならないとしておりまして、予約を基にしまして広く町民の皆さんに使っていただける人権文化センターとしたいというふうに考えております。次のページを見ていただきたいと思います。運営審議会につきましては、第 8 条に規定しております。人権文化センターに運営審議会を置くとしておりまして、定数は 6 名以内、その任期は 2 年ということで運営審議会の委員は学識経験のあるものと江府町議会議員によって構成するというふうに規定しております。なお、江府町集会所設置及び管理に関する条例は、本町 5 丁目集会所の解体しまして人権文化センターを設置することに伴いまして、この条例を廃止させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 私の方から、議案第 5 3 号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書を願います。選挙講演に要する経費について、公職選挙法に認められておりますものの内、町条例に規定しておりませんでした項目を今回規定いたします。選挙運動用自動車のハイヤーについての規定でございます。次ページ以降の新旧対照表をご覧ください。選挙運動用自動車の使用について、第 3 条第 2 項でございます。候補者 1 人辺りの限度額一日 3 6 , 3 0 0 円を改正後、6 4 , 5 0 0 円とするものでございます。こちらにつきましては、下の第 5 条の関係になってくるんですけれども、第 5 条第 1 号に従前規定しておりませんでしたハイヤーに係る項目を新設し、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約である場合、確実ににおける限度額を 6 4 , 5 0 0 円とするものでございます。こちらについては新たに出てきたものではありません。条例に載せておりませんでしたので、国の条件に併せてこの度整備するものでございます。附則といたしまして、施行期日を交付の日といたします。適用区分は条例の施行日以降にその期日を告示される選挙というふうに規定をしております。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1 議案ごとに処理進行いたします。

日程第 7、議案第 5 2 号、江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 8、議案第 5 3 号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 9 議案第 5 4 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 9、議案第 5 4 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
関する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 5 4 号でございます。鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更
に関する協議についてでございます。本案は、令和 5 年 1 2 月 2 7 日に公布された行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施
行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が本年 1 2 月 2 日と
定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、広域連合規約における
被保険者証に関連する所要の改正を行うため、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により鳥
取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自
治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、議案の詳細に
つきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願い
いたします。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します。そうしますと、詳細を説明させていただきます。
議案綴りのほう 1 枚おはぐりいただきまして、後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規
約新旧対照表、改正前改正後を付けております。今回改正させていただく内容は、改正前、被保
険者証及び資格証明書、こちらのほうが 1 2 月 2 日以降発行されなくなりますので、今後、発行
されますのはマイナンバーカードのものと資格確認証といったものとなりますので、資格確認証
等という改正後にしております。施行日は 1 2 月 2 日からでございます。また、本会議資料のほ
うの 1 ページ目に今後の後期高齢の規約の変更に関する協議についてのスケジュールを付けてお
ります。最終的に各市町村議会で議決後、県知事への許可申請を行いまして、それが 1 0 月下旬
頃でございます。最終的にそれが議決されまして県の許可が下りますと 1 2 月 2 日から被保険者

証の発行は終了。規約改正手続きの完了という流れになっております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 日程第 9、議案第 5 4 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
関する協議についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 1 0 議案第 5 5 号 から 日程第 1 1 議案第 5 6 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 0、議案第 5 5 号、出かける役場マルチタスク車両納入業務契
約の締結についてから、日程第 1 1、議案第 5 6 号、江府町人権文化センター建設工事請負契約
の変更契約締結についての以上 2 件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 5 5 号でございます。出かける役場マルチタスク車両納入業務契
約の締結についてでございます。本案は、出かける役場マルチタスク車両納入のため、M O N E
T T e c h n o l o g i e s 株式会社と購入契約の締結をいたすものでございます。地方自治
法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第 3 条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細に
つきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願い
いたします。

続きまして、議案第 5 6 号でございます。江府町人権文化センター建設工事請負契約の変更契
約締結についてでございます。本案は、江府町人権文化センター建設工事請負契約について、契
約の内容を一部変更するため、株式会社津田建築と変更契約の締結をいたすものでございます。
地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処
分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議
案の詳細につきましては担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜ります
ようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第 5 5 号、出かける役場マルチタスク車両納入業
務契約の締結についてご説明いたします。議案綴りをお願いいたします。議案綴りの 2 ページ目
をご覧いただきたいと思います。1、契約の目的出かける役場マルチタスク車両納入。2、契約

の方法随意契約。3、契約の金額1,578万円。内消費税及び地方消費税額142万5,035円。契約の相手方でございます。東京都千代田区丸の内三丁目2番1号。MONET Technologies株式会社 代表取締役社長兼CEO清水繁宏でございます。なお、本車両の詳細それから出かける役場推進室の活動状況、詳細につきましては、今定例会最終日の全員協議会にて説明をさせていただくこととしておりますので申し添えます。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 谷田課長。

○教育課長（谷田 孝之君） 失礼します。議案第56号、江府町人権文化センター建設工事請負契約の変更契約締結について説明させていただきます。この変更理由としましては、3点ありまして人権文化センター及び明道児童館の表側及び裏側の水路の劣化が著しく、新水路の新設が必要となりました。2つ目が人権文化センター及び明道児童館を繋ぐ渡り廊下部分に建物の裏側へ出入りする扉の設置が必要となり増額としております。3つ目が明道児童館横のフェンスの劣化が著しいものですので撤去の必要が生じ増額となっております。では、議案綴りのほうをご覧ください。工事名、江府町人権文化センター建設工事。2、契約の金額、変更前1億2,320万円。内、消費税及び地方消費税が1,120万円。変更後1億2,849万4,300円。内、消費税及び地方消費税が1,168万1,300円です。契約の相手方は、鳥取県米子市安部597番地3。株式会社津田建築 代表取締役津田雅司でございます。以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第10、議案第55号、出かける役場マルチタスク車両納入業務契約の締結についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第11、議案第56号、江府町人権文化センター建設工事請負契約の変更契約締結についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第12 議案第57号 から 日程第13 議案第58号

○議長（三好 晋也君） 日程第12、議案第57号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）から、日程第13、議案第58号、令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保

険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）の以上２件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第５７号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，１７９万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５５億９２６万５，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第５８号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の歳入歳出を、それぞれ既定予算の範囲内で組み替えいたすものでございます。以上、２議案につきましては、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当よりご説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします。議案第５７号についてご説明をいたします。資料は、議案綴りと別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。本会議資料２ページをご覧ください。最初に恐れ入りますが訂正をお願いいたします。歳出の２行目の総務管理費、貝田水車小屋改良でございますが、こちら１０１万８，０００円としておりますものを１１４万１，０００円に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。今回、歳入歳出それぞれ４，１７９万８，０００円を追加いたします一般会計補正予算の概要をまとめております。歳入歳出とともに主なものについてご説明させていただきます。まず、歳入でございます。国庫支出金のうち、総務費、国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金７７８万円です。情報設備関係で申請計画を提出しておりまして、当初予算編成後に認定内容が決定いたしましたのでこちらをこの度補正をお願いするものでございます。その下、子ども・子育て支援事業費補助金２３９万８，０００円です。こちらは児童手当制度の改正に伴いますシステム改修に係るものでございます。次に、県支出金のうち、県補助金の生活困窮者エアコン等光熱費助成事業費補助金５万円、コメ高温障害対策等緊急支援事業費補助金４０万５，０００円。こちらにつきまして事業内容は歳出のほうでご説明をさせていただきます。次に、ICT等を活用した家庭学習支援事業補助金１２万６，０００円でございます。これは教育費、学校情報通信技術環境整備事業費、こちらの既存事業に充当いたしまして財源組み替えを行うものでございます。次

の繰入金です。ふるさと応援基金繰入金724万1,000円でございます。内容につきましては、歳出のほうでご説明をいたしますけれども2件の事業に充当することとしております。次の繰越金です。昨年度決算の整理を進めてまいりまして繰越金の見込みを持ってこの度の補正額の内、一般財源として必要な額にこれを充当することとしております。その下、諸収入、コミュニティ事業雑入180万円です。こちらは久連地区の事業が採択されたことによるものでございます。一番下の町債です。除雪機械整備事業債60万円、除雪機購入にあたりまして物価高騰により追加が生じたことに係るものでございます。続いて、歳出です。総務費、総務管理費、貝田水車小屋改良費、先程申し上げました114万1,000円になります。水車を使った小水力発電事業で発電量こちらのほうを一定に保つためにソーラーパネルを設置。それから異常が発生した際の遠隔監視機能などを整備するものでございます。こちらは昨年クラウドファンディングを行いましたふるさと納税を充当いたします。次に、バディーアートプロジェクト委託料610万円でございます。バディーアートとは、障がいのある方の独自の感性や視点、想像力、それからプロのアーティストの独創的なアイデアを活かしまして音楽や絵画、写真など、様々なコンテンツを創造することで持続可能な地域づくりに活かそうとするものでございます。この度の事業では、せせらぎ公園あやめ館をプロのアーティストそれから障害のある方、江府町民がバディーとなりましてペイントしていく事業を計画をいたしております。その後、ペイントしたものを部分的に写真に撮りましてデータ化をします。そのデザインを水のペットボトルのラベルでありますとか竹を使ったマグカップなどを作って商品化するというのも展開を考えておるところでございます。こちらにもふるさと納税を充当させていただきたいと考えております。次に奥大山ファンクラブ運営補助金で173万4,000円でございます。関係人口それから情報発信先を増やしていくためにファンクラブ事業のリニューアルを行うものでございます。会員数の増加協力店の増加を目指しまして入会特典を見直します。この運営を観光協会にお願いするための補助金も計上いたしております。総務費の一番下です。リアルタイム情報連携インフラ整備事業1,556万円でございます。多くの方が利用しておられます身近なコミュニケーションツール、LINEですけれども、こちらに町の情報、それから行政サービスを一元化して閲覧数や頻度を向上させる。それから複数の公式SNSを一括で管理をしまして、全てに均一な情報を提供すること。担当者が多くの作業をしなくても効率的に情報提供するための環境整備すること。こちらなどに係る経費となります。一番上に国庫支出金で上げておりますがこちらが2分の1充当となります。次に民生費です。社会福祉費、国保特別会計事業勘定への繰出金294万2,000円の減ですが、こちらはマイナンバーカードと保険証に係るシステムの改修の委託料について、当初、国庫補助金が

確定しておらず一般会計からの操出しにより計上しておりました。この度、これが確定いたしましたので操出金を減額するものでございます。次に、生活困窮者エアコン等光熱水費助成事業 10 万でございます。物価高騰の影響を受けています生活困窮世帯に対しまして、光熱水費の助成を行うことにより生活支援を行うものでございます。補助額は一世帯 5,000 円。対象世帯は生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯の 20 世帯ということで計上しております。次に、児童福祉費の制度改正に伴うシステム委託料 239 万 8,000 円です。本年 10 月から児童手当制度が改正されまして、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、それから多子加算について第 3 子以降 3 万円と言ったことの対応が必要となります。あらかじめこのシステムの改修を行うための経費でございます。国庫補助金が充当されます。次に、生活保護費、システム使用料 50 万 1,000 円です。医療扶助に係りますオンラインシステムのサービス事業化によりまして利用料が増加することによるものでございます。次に、衛生費、予防接種管理システム改修委託料 44 万円です。新型コロナウイルスワクチンが 65 歳以上を対象とした定期接種に変わります。このためのシステム改修に係る経費をお願いするものでございます。次に、農林水産業費、農業費、コメ高温障害対策等緊急支援事業補助金 60 万 9,000 円でございます。鳥取県は近年の高温等の影響でイネカメムシの発生が顕著に増加した地域で防除体制を構築することによりまして、被害を最小限に抑えることを目的とした補助金を年度当初に創設いたしました。江府町は当初対象地域となっておりませんでしたけれども、昨年、洲河崎地区でイネカメムシの発生が確認され、県の 6 月補正に併せて江府町も補助金の対象地域に指定されることになりましたので、今回、県事業の半分の額を単調費で支援するための経費でございます。次に、土木費、道路橋梁費、除雪機械購入 150 万円でございます。スノープラウ付きの 2 トントラックが老朽化しておりまして、当初予算を承認いただき購入準備を進めていたところでございますけれども昨今の物価高騰によりまして予算が不足することが判明いたしました。このためこの度追加をお願いするものでございます。住宅費の償還金 842 万 7,000 円ですが、こちらは佐川地区の住環境整備に係ります国庫補助金の精算償還金です。消防費の地域防災組織育成助成金 180 万です。こちらは歳入でも申し上げましたけれども、久連地区が消防ポンプの整備について申請されておりましたコミュニティ事業に係るものでございます。その下の耐震診断耐震改修補助金 9 万 8,000 円です。これらの事業につきましては、先般、県の補助率の改正にならしまして制度を見直したことにより補助金の精査を行ったものでございます。最後の教育費です。社会教育費、人権文化センターオープニング事業 15 万円。これは先程の全員協議会でも担当より説明申し上げましたが、人権文化センター開所に併せまして講演会を企画しております。その講師謝金をこの度

の予算でお願いするものでございます。以上、主な事業をかいつまんで上げております。補正額と内訳が合致しない費目がありますけれども、このほかに人事異動に伴います人件費の補正が生じております。議案の予算書４ページ以降の事項別明細書にまとめておりますのでご覧になっていただきたいと思います。最後に地方債の補正についてです。議案綴りの３ページをお願いします。緊急自然災害防止対策事業につきまして、限度額補正前１２０万円を補正後１３０万円に増加するものでございます。議案第５７号、一般会計補正予算の第２号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。そうしますと、国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）について説明させていただきます。こちらのほうは本会議資料の３ページ目をご覧いただければと思います。今回につきましては補正額はゼロでございます。既定の予算に組み替えて対応するものでございます。先程、一般会計の補正予算でも説明がありまして、今回の補正は被保険者証がマイナンバーカードに移行することに伴いまして、資格確認証を発行することになっております。そのためのものの経費としまして、印刷製本費１４，０００円を増額しております。これは資格確認証などの用紙の印刷代でございます。それからマイナンバーカード移行に伴いまして加入者情報というものを全被保険者に通知することが決まっております。そのためのシステム改修費８２万円を計上しております。当初予算で既に２２０万程組んでおりましたが、それで足りませんので今回補正させていただきました。こちらにつきましては、全額国費２９４万２，０００円そのまま充当しているものでございます。歳出のほうは８３万４，０００円に対して予備費を組み替えまして歳出歳入ゼロで計上させていただいております。こちらについては以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 日程第１２、議案第５７号、令和６年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（５番 阿部 朝親君） 米の高温障害対策緊急支援事業補助金６０万９，０００円の内容を教えてください。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） こちらにつきましてはイネカメムシの防除に係る経費の一部を県のほうが３分の１、それから町のほうが６分の１で合わせましてちょうど２分の１になりますが、こちらのほうを防除された方へ交付する補助金の内容となっております。こちらにつきましては、１０アール当たりの対象経費というのがございまして、１０アール当たり４，２００円が

対象経費となっております。それが上限ということです、県の補助金で言えば1,400円。町の補助金で言えば700円というのが10アール当たりの上限金額ということになります。更に、こちらの経費についてはイネカメムシの防除を行う委託料。ヘリ防除であるとか協働防除的なものもあると思うんですが、その防除を頼んだ場合にその経費について補助金を出すというものでございまして、薬剤費、実際に農薬費というのはこの補助金の中に含まれていないという形のものでございます。以上です。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 昨日でしたですか、農家個人あてに通知が、予算が通ってからになりますということでの断り書きを書いた通知が来ました。先程、課長が説明されましたように委託に関しては出しますよと。個人で防除される方と薬剤費に対しては出しませんということでした。それはなぜかと言うと県の条項がそういうふうな格好になっとなるのでそれに対して江府町も乗ったというふうなことのようでございますが、個人で防除するのにはなぜ出せないでしょうか。これは700円というのは町の単費だと思いますので、それは県と同じような考えでなくして、やはり農家全体に行き渡るような補助金の考え方になるのが本来の姿じゃないかと思っておりますけれどもそこら辺はいかがでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） ご意見ありがとうございます。この度につきましては、全県下の令和5年産においてイネカメムシ被害が多かったということが基本にございます。主に品種としましては中生品種と言われる、食用米で言えばきぬむすめという品種で被害が非常に多かったということで、昨年の被害が多かった市町村のみを対象にこの事業が作られているというものでございます。本町におきましては、先程、総務課長の説明からありましたように洲河崎地区で一地区カメムシの発生が確認されたということで本町も対象になったわけでございますが、県の事業に基づいて県の事業で行われる分について町費、町も参加して上乗せしたという考えでございます。他町村におかれましては被害の甚大だった町村におかれては一部単町で薬剤費ということも補助対象にしている自治体もございますが、本町におきましては、県の事業に基づいて参画をするという考えで予算を計上させていただいているものでございます。以上です。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） しつこいようですけども、なぜ個人で防除する方には補助金が出せないのでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 何度も申し上げておりますとおり、この度の事業につきましては、県の事業に乗っかりまして町のほうの負担をさせていただいたという考えでございますので、県の補助事業、要綱に基づいて行っているため、薬剤費は対象にしていない、個人で行われる分については対象にしていないということでございます。

○議長（三好 晋也君） 他に質疑ございませんか。

芦立議員。

○議員（２番 芦立 喜男君） 高温障害というと大体米が乳白と言われる等級が落ちるものと言いますがその高温障害とカメムシとの関係というのはどんなことでしょうか。どう説明されますか。

○議長（三好 晋也君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） こちらにつきましては、県の補助事業の名称が高温対策とイネカメムシの合わせたもので設定されておりますので直接イネカメムシと高温障害が関連したものではございません。以上です。

○議長（三好 晋也君） 他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第１３、議案第５８号、令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第１４ 陳情の委員会付託について

○議長（三好 晋也君） 日程第１４、陳情の委員会付託についてを議題といたします。

受理した陳情書は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。会議規則第９５条の規定により、陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情２件は陳情文書表のとおり付託することに決しました。会期中の審査をお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前１０時５４分散会
